新國際空手拳法道>士衛塾総本部
入門同意書／道場規約

住　　所	連絡先
□□□－□□□□ 都・道府・県　　市・町村	TEL　（　　） 携帯　（　　）
フリガナ　　男・女 一般成人の場合 **入門者氏名**　　**印** 保育園・幼稚園名（　　）（年少・年中・年長）（　　才） 学　校　名　（　　小　中　高　学校　　年）（　　才） 会　社　名　（　　）（　　才）	生年月日 **昭和** ・　年　月　日 **平成** 入　門　日 **平成**　年　月　日

【入門に際しては下記規約を必ず熟読の上厳守して下さい。】

1　入門時に空手衣及び最低限の必要な防具は必ず購入して頂きます。またスポーツ保険への加入を義務付け致します。（総本部事務局にて加入手続き致します）
2　練習・組み手（乱取り）等には細心の注意を払い指導に当たっておりますが、万一事故・怪我等が発生した場合、スポーツ保険の適用範囲外は一切の責任を負いかねます。
3　稽古に係る一切の用具類は、当道場指定品の使用を義務付けます。
4　許可無くして士衛塾のロゴマーク・並びに道場名等の使用を禁止致します。
5　許可無くして他流道場への練習・遠征試合は固く禁止いたします。
6　入門者は士衛塾の道場生となります。支部（教室）等で稽古場として借用している会場とは一切関係ありません。（例：○○体育館キッズ空手教室ではありません）
7　毎月発刊される塾報「近代カラテ」を必ずご購入お願いします。毎月の大会予定、セミナー開催予定、盆・正月等に関連した長期休暇予定などが掲載されています。必ずご確認下さい。
8　必ずメールマガジンにご登録下さい。臨時休講や予定変更などを配信致します。
URL及びQRコードは別紙をご参照の上ご登録下さい。
9　練習会場の都合や海外出張等により休講になった場合には、近隣の練習会場での稽古に参加して下さい。
10　天災(地震・津波・洪水)など災害に際した場合、代替地稽古場を設けている場合に於いては通常通りの月謝を徴収致します。（空手団体協議規定に準ずる）
11　基本的に１年を通じて空手衣を着用の上稽古を行ないますが、季節によって道場公認Tシャツ、道場公認トレーナー（パーカー）を着用しての稽古を認めております。
道場公認以外の衣類を着用しての稽古は一切認められません。
尚、季節毎に道場公認衣類の販売を行ないますが、購入は任意となり強制ではありません。
12　本部道場の指導方針に対しての批判・道場外での暴力行為は即刻除名破門と致します。
13　退塾の際は銀行手続きの都合上、１５日迄にお知らせ下さい。
※１５日以降の届け出は認めません。その場合翌月分月謝の返金は出来かねます。
退塾届け出のない場合は正式退塾した月までの月謝を請求致します。（法的手段にて処理）
14　総本部の主催する行事・イベント等には都合の付く限り参加して下さい。

注　入会キャンペーン等により空手衣の無償提供を受け入会した場合、入門日より１年間は退塾できません。入門１年以内の退塾の場合は空手衣代金￥１０，５００をお支払い頂きます。

◆士衛塾代表殿、私は上記規約に従い同意致します。尚、万一事故が発生しても一切異議申し立て致さぬことをここに誓います。

未成年のみ　保護者氏名　　印

道場	支部名	道衣	レッグパット	ヘルメット		
	支部	号				